



令和8年3月18日

中部地方整備局

マンション管理業者に対する監督処分について

本日、中部地方整備局は、株式会社エイディーノウビに対し、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)に基づく監督処分を行いましたのでお知らせします。

詳細につきましては、別添資料のとおりです。

配 布 先
中部地方整備局記者クラブ

問 合 せ 先
中部地方整備局 建政部 建設産業課長 佐藤 誠
課長補佐 日比野 真吾
電話:052-687-8523

別 添 資 料
令和8年3月18日
中部地方整備局

マンション管理業者に対する監督処分について

株式会社エイディーノウビのマンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「法」という。）違反について、国土交通省中部地方整備局は、本日、同社に対し、同法に基づく監督処分を下記のとおり行った。

記

1 処分年月日 令和8年3月18日

2 処分を受けたマンション管理業者

商号又は名称 : 株式会社エイディーノウビ
主たる事務所の所在地 : 愛知県刈谷市相生町3-18-1 富士ビル北館2階
代表者氏名 : 代表取締役 古田 友一
登録番号 : 国土交通大臣(2)第054459

3 処分内容

法第81条の規定に基づく指示処分

4 処分理由

- (1) 被処分者が管理を受託しているマンションの管理組合において、従前の管理受託契約と同一条件で契約を更新する前に、区分所有者等全員に対し、重要事項を記載した書面を交付しなかった。
このことは、法第72条第2項に違反し、法第81条本文に該当する。
- (2) 被処分者が管理を受託しているマンションの管理組合において、管理受託契約の締結後、管理者等が置かれていなかった当該管理組合の区分所有者等全員に対し、契約成立時の書面を交付しなかった。
このことは、法第73条第1項に違反し、法第81条本文に該当する。
- (3) 被処分者が管理を受託しているマンションの管理組合において、管理者等に対し、管理事務に関する報告を行わず、管理事務報告書を交付しなかった。
このことは、法第77条第1項及び法施行規則第88条に違反し、法第81条本文に該当する。
- (4) 被処分者が管理を受託しているマンションの管理組合において、当該管理組合に管理者等が置かれていないとき、管理事務に関する説明会を開催せず、管理事務報告書をマンションの区分所有者等に交付して説明しなかった。
このことは、法第77条第2項及び法施行規則第88条に違反し、法第81条本文に該当する。

(5) 被処分者が管理を受託しているマンションの管理組合において、管理組合の対象月における会計の収入及び支出の状況に関する書面を作成せず、翌月末日までに管理組合の管理者等に交付しなかった。

また、当該管理組合に管理者等が置かれていないとき、当該書面を、マンション管理業者の事務所に備えおかなかった。

このことは、法第76条及び法施行規則第87条第5項に違反し、法第81条本文に該当する。

(6) 被処分者が管理を受託しているマンションの管理組合において、保管口座である管理組合の預金口座の印鑑を保管していた。

このことは、法第76条及び法施行規則第87条第4項に違反し、法第81条本文に該当する。

(7) 被処分者が管理を受託している複数のマンションの管理組合において、管理組合の管理者等に対し、管理業務主任者をして、管理事務に関する報告をさせなかった。

このことは、法第77条第1項及び法施行規則第88条に違反し、法第81条本文に該当する。

(8) 被処分者が管理を受託しているマンションの管理組合において、従前の管理受託契約と同一条件で契約を更新する前に、区分所有者等全員に対し、重要事項を記載した書面を交付せず、また、管理組合の管理者等に対し、重要事項を記載した書面を交付して説明しなかった。

このことは、法第72条第2項及び第3項に違反し、法第81条本文に該当する。

(9) 被処分者が管理を受託しているマンションの管理組合において、管理受託契約の締結後、当該管理組合の管理者等に対し、契約成立時の書面を交付しなかった。

このことは、法第73条第1項に違反し、法第81条本文に該当する。

5 指示の内容

(1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に対し、速やかに周知徹底すること。

② 法及び関係法令等の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役職員に対し、継続的に実施すること。

③ 日常の業務運営に関しての調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。

④ 今回の違反行為を踏まえ、適切な再発防止策を策定し、継続的に実施すること。

(2) 前項各号について講じた措置(前項にかかる措置以外に講じた措置がある場合は、これを含む。)を令和8年4月20日までに文書をもって報告すること。

また、令和9年3月18日までの1年間においては、半年毎に当該措置の実施状況を報告すること。